

## 鳥取若草おもちゃ図書館運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取若草おもちゃ図書館運営費補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11条以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、玩具を使った遊びや、玩具の貸し出しを通じて知的障害児の療育を図る鳥取若草おもちゃ図書館の事業を支援し、知的障害児の福祉の向上に寄与することを目的に補助金を交付する。

(交付対象)

第3条 この補助金は、玩具を使った遊びや、玩具の貸し出しを通じて知的障害児の療育を図る鳥取若草おもちゃ図書館の事業に対し補助金を交付する。

(補助金の算定等)

第4条 補助金の交付額は、鳥取若草おもちゃ図書館の運営に必要な費用のうち、市長が必要と認めたものについて、それぞれ予算の範囲内において交付する。

(交付申請)

第5条 本補助金の交付申請は、事業計画及び収支予算書を添付して毎年3月1日までに行わなければならない。

(交付の時期)

第6条 本補助金の交付は、運営が円滑に行われるよう毎年3月31日までに交付する。

(実績報告)

第7条 規則第12条に定める実績報告は、運営報告書及び収支決算書を添付して補助金の交付を受けた年度の翌年度の4月30日までに行わなければならない。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、健康こども部長が別に定める。

附則

この要綱は、平成13年4月1日から施行し、平成13年度の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。